

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)
地域名 (地域内農業集落名)	植田 4 (中尾・森ノ木・国分一・国分二・国分三・平横瀬・野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：集落営農組織… 5

多面的活動取組組織… 2

主な作物等：水稻、麦

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が減少している。
- ・ 「担い手不足→耕作放棄地の増加⇔鳥獣被害（イノシシ等）」という悪循環に陥っている。
- ・ 市街化区域に近いため、農作物の販路開拓や担い手の確保について期待できる。
- ・ 一部（国分）で基盤整備事業実施済である。

〔中尾〕

- ・ R4 年度から中尾白紙地区にて施設園芸用の基盤整備事業を行っており、現在、キク栽培にむけた施設の整備を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻、麦を中心とした農業を継続する。
- ・ 認定農業者を中心に地域の農業を守る活動を行う。

〔中尾〕

- ・ 白紙地区では、基盤整備事業地でキクの栽培を行う。
- ・ 基盤整備事業地の周辺農地においても、集積・集約化や新規就農者・企業の参入を進める。

〔国分〕

- ・ 集落営農組織や若手農業者への農地集積・集約化を行った後、スマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	173 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部（国分・中尾）で基盤整備事業を実施済である。 未整備地区においても、農地の区画整理や排水路、農作業道等の基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

〔中尾〕

⑨基盤整備事業地において、高収益作物を栽培する。

⑨担い手を中心に高収益作物への転換を推進する。

〔国分〕

③集落営農組織や若手農業者への農地集積・集約化を行った後、スマート農業の導入を検討する。